

串間市社会福祉協議会役員並びに評議員等の旅費・費用弁償・報酬に関する規則

(趣 旨)

第1条 社会福祉法人串間市社会福祉協議会（以下「本会」とする）の運営、業務の執行、それに協力・参画する本会の役員並びに評議員等の旅費及び費用弁償、報酬については、この規則に基づいて支給するものとする。

(旅 費)

第2条 本会の役員並びに評議員等が業務のため旅行したときは、日当4,000円及び交通費、宿泊費の実費を支給する。

(費用弁償)

第3条 役員並びに評議員等の費用弁償については、日額4,000円及び交通費の実費を支給する。

(報 酬)

第4条 本会の会長、副会長の報酬については、定款第25条に基づき、次の各項により支給する。

2 会長、副会長の報酬対象となる勤務については、直接の本会役員業務（決裁処理等）及び本会の代表者として出会等を要請された式典、会議等とする。

3 会長、副会長の報酬については、前項による勤務実態に則して次の各号により支給する。

(1) 会長に月額6万円を支給する。但し、1月に7回以上の勤務を必要とする。

(2) 副会長に月額3万円を支給する。但し、1月に7回以上の勤務を必要とする。

4 前項各号において7回未満の勤務実態の場合は、その勤務回数に会長においては9千円、副会長においては4千5百円をそれぞれ乗じて得た金額を支給するものとする。

5 前項の報酬単価については、予算の範囲内において増減することができる。

附 則

1. この規則は、平成 8年 4月 1日から施行する。

2. この規則、第2条において準用する就業規則第20条中、職員とあるものは役員及び評議員と読み替えるものとする。

3. この規則は、平成 9年 4月 1日から施行する。

4. この規則は、平成12年 3月28日から施行する。

5. この規則は、平成13年 4月 1日から施行する。

6. この規則は、平成16年 4月 1日から施行する。

7. この規則は、平成24年 4月 1日から施行する。

8. この規則は、平成28年 4月 1日から施行する。

9. この規則は、平成29年 4月 1日から施行する。

10. この規則は、令和 2年 4月 1日から施行する。

11. この規則は、令和 4年 4月 1日から施行する。